

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、掲載している事業・イベント等は、中止または日程が変更となる場合がありますので、開催予定について各問合せ先へ事前にご確認ください。よろしくお願いいたします。

2020
7

町からのお知らせ

(野木町役場) 0280(57)4111代表 〈野木町公式ホームページ〉 <http://www.town.nogi.lg.jp/>

※町の事業の申込受付は、特に指定のない限り土・日曜日、祝日、年末年始を除く8時30分～17時15分
(「としょかん」「こどもひろば」「生涯学習」「スポーツ」「野木ホフマン館」「エニスホール」を除く)

今月の納期 【固定資産税】 第2期 【介護保険料】 第1期
【国民健康保険税】 第1期 【後期高齢者医療保険料】 第1期

業務再開のお知らせ

5月1日(金)から新型コロナウイルス感染拡大を防止するため休止しておりました下記の業務を、7月1日(水)から再開します。

・延長窓口業務

※マイナンバーカード日曜交付は、国のメンテナンス作業の都合により、8月から再開します。

問住民課 ☎ (57)4126

マイナンバーカードの有効期限をご確認ください

マイナンバーカードを20歳未満で作成した方や、カードに電子証明書を搭載された方は、発行日から5回目の誕生日で有効期限が終了します。

有効期限満了が近い方で引き続きご利用を希望される方は、住民課窓口にて更新手続きをしてください。更新手続きは有効期限の3か月前から行うことができます。更新対象の方には、有効期限の約3か月前にJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)から更新手続きの通知書が送付されます。

なお、カードの期限はカードの券面、電子証明書の期限は券面又はカード交付時にお渡しする電子証明書の写しでご確認ください。

問住民課 ☎ (57)4126

マイナンバーカード交付等の一部業務停止

㊦ 7月1日(水)※翌日7月2日(木)からは通常どおり

【停止理由】 ネットワーク通信機器改修のため

【停止となる業務】

- ・マイナンバーカードの交付等
- ・広域交付住民票(野木町外の住民票)の発行
- ・住民基本台帳カード及びマイナンバーカードによる特例転入 など

問住民課 ☎ (57)4126

マイナンバーカードが保険証として利用できるようになります

令和3年3月(予定)から国民健康保険・後期高齢者医療被保険者証として利用できます。(利用には事前の登録が必要です。登録の申込はマイナポータルで行います。)

【保険証として利用できる「6つ」のメリット】

①保険証としてずっと使えるようになります！
マイナンバーカードを使えば、引越しをしても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。

②医療保険の資格確認がスピーディになります！
カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。

③窓口への書類の持参が不要になります！
オンラインによる医療保険資格の確認により、『限度額適用認定証』や『限度額適用・標準負担額減額認定証』の持参が不要になります。

④健康管理や医療の質が向上します！
マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定検診情報を確認できるようになります(令和3年秋頃予定)。患者の同意のもと、医師や歯科医師がオンラインで薬剤情報や特定検診情報を、また、薬剤師も薬剤情報を確認できるなど、より多くの情報をもとに診療や服薬管理が可能となります。

⑤医療保険の事務コストの削減につながります！
医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、保険者等の事務処理のコスト削減につながります。

⑥医療費控除もカードで便利になります！
マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(来年秋頃予定)。確定申告でも、マイナポータルを通じて医療費情報を取得し、医療機関等の領収書がなくても手続きできるようになります。

※マイナンバーについてのお問合せは、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)までお願いします。

問住民課 ☎ (57)4136